

夫婦の生活リズムに与える職業労働の影響

平田 道憲

(1996年9月9日受理)

The Effect of the Paid Work on the Rhythm of Everyday Life of Husband and Wife

Michinori Hirata

The policy of the shorter working time has been conducted by the Japanese Government. It is questionable whether that policy improves the quality of life of the family members equally.

This paper examines the effect of the paid work on the rhythm of everyday life of husband and wife. I used the data of 1991 Survey on Time Use and Leisure Activities conducted by Statistics Bureau Management and Coordination Agency Japan. The effect of weekly working hours and regular holidays in a week on time use of husband and wife was analyzed by the day of the week.

Long working hours have effect on the use of time of both husband and wife. Husbands with the longest work week have almost same free time as wives with the shortest work week. Five day week decreases the work week. It decreases the working hours of wives not only on Saturday but on weekday, but increases the working hours of husbands on weekday. Husbands of five day week spend more time on housework on Saturday and Sunday. Their wives, however, do not have shorter housework time.

The shorter working time has given good effects on the rhythm of everyday life of husband and wife. But some problems of the time use balance among family members and between weekday and weekend has been left.

1. はじめに

長時間労働の問題の解決のために、労働時間短縮、いわゆる時短政策が実行されつつある。「平成8年度(1996)までに、年間総労働時間1800時間を達成する」ことを目標とした「生活大国5か年計画」は、当初その実現可能性が危ぶまれていた。現在でも目標が達成されているか否かだけをみれば確かに達成されていないけれども、1993年度には所定内労働時間がはじめて1800時間を切るなど当初予想していた以上に着実に成果をあげつつある(図1)。

しかしながら、家族成員の時間配分という視点からみたとき、職業労働時間の短縮は、家族成員の生活の質を均等に高めるだろうか、という疑問がある。つまり、だれのための職業労働時間の短縮か、ということである。

これについては、たとえば労働時間短縮の先進国であるといわれているドイツにおける柚木の研究があり、ドイツにおいてさえ、労働時間短縮の成果は主として男性のものになっている[柚木, 1994]。柚木の研究は、有職男性と有職女性とを比較したものであるが、家族成員という視点からとらえるためには、専業主婦についても考える必要がある。

筆者は、これまでの生活時間研究の結果から、日本における夫と妻の生活時間の特徴をふまえ、夫の職業労働時間の短縮によって、必ずしも家庭生活全体の生活の質が高まるとはいえない可能性について言及した[平田, 1993]。

以上のような問題を背景として、本稿では、夫婦の一週間の労働形態が夫婦の生活のリズムに与える影響を明らかにすることを目的とした。

一週間の労働形態として、週間就業時間および週休

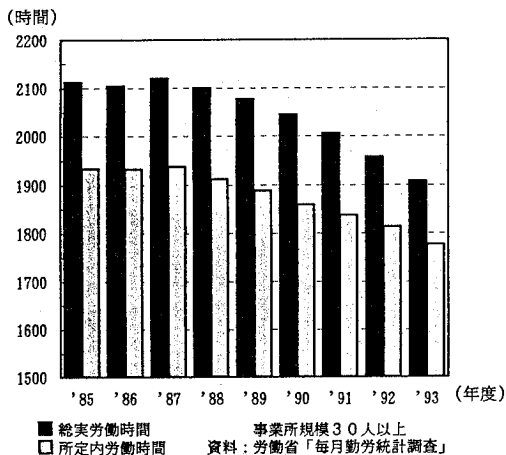


図1 労働時間の推移

制度に着目し、有職の夫と妻の場合は一週間の労働形態が本人に与える影響を分析し、専業主婦の場合には有職の夫の週間労働形態の影響を検討した。

研究の方法としては、総務庁統計局が実施した「平成3年(1991)社会生活基本調査」のデータを研究目的にあわせて加工し、比較分析を実施した〔総務庁統計局、1993〕⁽¹⁾。有職の夫および妻については雇用者のデータを用い、無職の妻については、夫が雇用者である世帯についてのデータを用いた。

2. 夫と妻の生活時間の特徴

分析結果の説明にはいる前に、日本における夫と妻の生活時間配分の特徴を次の4点からまとめておきたい〔平田、1993〕。

第一は、有職既婚女性の時間配分の特徴である。有職既婚女性は、妻および働く女性としての二重の役割によるタイムプレッシャを受けている。

第二は、有職既婚男性の家事労働時間の特徴である。日本の有職既婚男性(夫)の家事労働時間は短く、諸外国と比較してもとくに短い。

第三は、睡眠時間における特徴である。日本においては、無職の妻の睡眠時間は有職の夫より短い。日本ではそれほど奇異に感じられないこの結果は、実は、諸外国との比較においては、例外的である。諸外国においては、無職の妻の睡眠時間は有職の夫より長い。

第四は、無職既婚女性、いわゆる専業主婦の日曜の家事労働時間の特徴である。有職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が長く、無職既婚女性の家事労働時間は平日より日曜の方が短い。しかしながら、

日曜の家事労働時間そのものは、無職既婚女性の方が長い。同様の傾向を示す旧東欧諸国の調査結果についてハンガリーの生活時間研究者であるサライが提示した「無職既婚女性は、夫へのデモンストレーションのために日曜に家事をするのではないか」という仮説が日本においてもあてはまるかもしれない。

3. 週間就業時間からみた夫婦の生活リズム

上で述べたような日本における夫婦の生活時間配分の特徴を念頭におきながら、本稿の主題である夫婦の生活リズムに与える職業労働の影響をみていきたい。なお、以下の分析においては、有職、無職の代わりに、社会生活基本調査の用語である有業、無業を用いる。

はじめに、週間就業時間について検討する。ここでいう週間就業時間は、所定外労働時間を含む実労働時間である。

週間就業時間を「35時間未満」、「35-48時間」、「49時間以上」の三つに区分すると、その構成比は夫と有業の妻とで異なる(表1)。

表1 週間就業時間別構成比(雇用者)

週間就業時間	夫	有業妻	無業妻の夫
35時間未満	3.9	34.0	4.7
35-48時間	44.2	47.0	43.6
49時間以上	47.7	14.0	47.0
15歳以上			
人口総数	16,858	9,580	7,357

(単位 構成比: % 人口総数: 千人)
週間就業時間が「きまっていない」というカテゴリーがあるので、構成比の合計は100%にならない

雇用者の夫の場合は「49時間以上」の構成比がもっとも高く、47.7%で半数近い。夫の週間就業時間が「35時間未満」の者は3.9%にすぎない。雇用者である妻の場合には、「35-48時間」の構成比がもっとも高く、「35時間未満」の短時間雇用者の比率もかなりある。妻の週間就業時間が「49時間以上」の者は14.0%である。無業の妻の夫が雇用者である場合の週間就業時間の構成比は夫自身の構成比と類似している。

図2は、雇用者である夫の週全体の生活時間配分を週間就業時間別にみたものである。週全体のデータとは、平日、土曜、日曜の時間配分をウエイト付けして平均したものである。なお、図には、「食事と身の回りの用事の時間が含まれていないので、合計時間が24時間にならない。

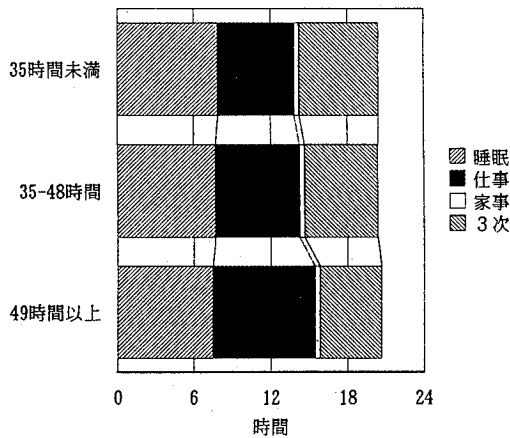


図2 週間就業時間別生活時間配分
(週全体・有業の夫(雇用者))

社会生活基本調査 1991

この分析は、夫の長時間労働の特徴を明らかにすることにほかならない。夫の長時間労働については、家政学分野において、伊藤、天野たちによって詳しく検討されている〔伊藤セツ・天野寛子, 1989〕。筆者が参加した愛媛県松山市における生活時間調査においても夫の長時間労働の問題を検討している〔矢野真和, 1995〕。いずれの研究も特定地域を対象としたものである。ここでは、日本全国の動向をとらえておくことにする。

週間就業時間別にみているので、仕事時間に差があるのは当然である。週全体の日あたりの仕事時間は週間就業時間が長くなるにつれて6時間1分、6時間36分、7時間59分となる。

長時間労働の研究においては、長時間労働によって何の時間が削られるかという視点で分析するが、ここでは、週間就業時間が短くなることによって何の時間が増えるかというみかたをしてみたい。週間就業時間が短くなると睡眠時間が増え、3次活動時間、いわゆる自由時間が増加する。とくに自由時間は、もっとも就業時間が長いグループの4時間45分からもっとも就業時間が短いグループの6時間12分へと増加している。では、家事労働時間はどうかであろうか。ここでの家事労働時間には買い物や子供の世話も含まれている。この家事労働時間は、週間就業時間がもっとも長いグループからもっとも短いグループにかけて、22分、26分、26分であり、3次活動時間や睡眠時間と比べるとほとんど増加していないといえる。

ここでのデータは、個人の週間就業時間の変化による生活時間の変化を示したものではなく、クロスセクションデータではあるが、夫の職業労働時間の短縮がすぐに家事労働分担につながるとはいえないことを示

唆しているといえる。

図には示していないが3次活動時間の内訳についてみると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の時間、「趣味・娯楽」の時間は週間就業時間が短いほど増加する。週間就業時間がもっとも長いグループともっとも短いグループとを比較すると、「テレビなど」の時間は、1時間57分から2時間37分、「趣味・娯楽」の時間は29分から47分へと増加する。これに対して、「交際」の時間は週間就業時間によってほとんど差がない。週間就業時間がもっとも長いグループの24分に対して、就業時間が中間のグループは27分、もっとも短いグループは25分である。雇用者である夫の交際活動が仕事とつながっていることを示唆する結果であるといえる。

図3は、雇用者である妻の週全体の生活時間配分を週間就業時間別にみたものである。構成比率からわかるとおり、長時間労働に従事する有業の妻の比率は高くないため、サンプル数に限りがある生活時間調査においては、妻の長時間労働について分析することは困難であることが多い。社会生活基本調査は、調査対象者数が多いので、妻の長時間労働の影響の分析を可能にしている。

夫の場合と同様、仕事時間には差がある。週全体の日あたりの仕事時間は週間就業時間が長くなるにつれて3時間41分、5時間47分、6時間48分となる。どのカテゴリーにおいても夫の仕事時間よりも短いけれども、とくに週間就業時間が35時間未満の雇用者である妻の仕事時間が短い。

週間就業時間が雇用者である妻の仕事以外の活動の

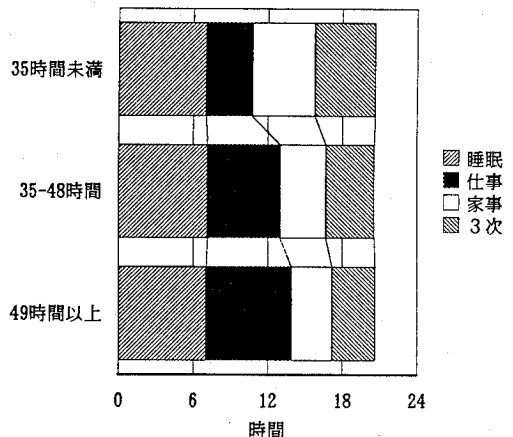


図3 週間就業時間別生活時間配分
(週全体・有業の妻(雇用者))

社会生活基本調査 1991

時間に与える影響をみると、夫の場合とは異なっている。週間就業時間が短くなるといわゆる自由時間である3次活動時間が増加する傾向は夫と同様であるが、睡眠時間は週間就業時間による差がほとんどない。週間就業時間がもっとも長いグループの睡眠時間は7時間7分であり、もっとも短いグループの睡眠時間も7時間8分である。夫の場合と異なるもう一つの活動が家事労働時間である。週間就業時間が短くなるにつれて、家事労働時間も3時間16分、3時間43分、5時間0分と長くなる。

職業労働である仕事時間と家事労働時間の圧迫により、3次活動の時間は短くなっている。これは、日本における夫と妻の生活時間配分の一般的な特徴のひとつであった。雇用者である夫と妻の3次活動時間を比較すると、週間就業時間が最長の夫の3次活動時間と（4時間45分で夫の中でもっとも短い）週間就業時間が最短の妻の3次活動時間（4時間53分で妻の中でもっとも長い）がほぼ等しくなっている。

3次活動時間の内訳に注目すると、夫の場合と同様、「テレビなど」と「趣味・娯楽」は週間就業時間が短いほど長い。妻の場合は、「休養・くつろぎ」の時間が週間就業時間によってほとんど変わらない。最長の週間就業時間の妻の「休養など」の時間が1時間3分、最短の週間就業時間の妻の「休養など」の時間が1時間10分である。

図4は、いわゆる専業主婦である無業の妻の生活時間を、雇用者である夫の週間就業時間別にみたものである。妻に与える夫の長時間労働の影響を分析することができる。

専業主婦の場合は仕事時間がほとんどないかわりに家事労働時間が長くなっている。この家事労働時間は

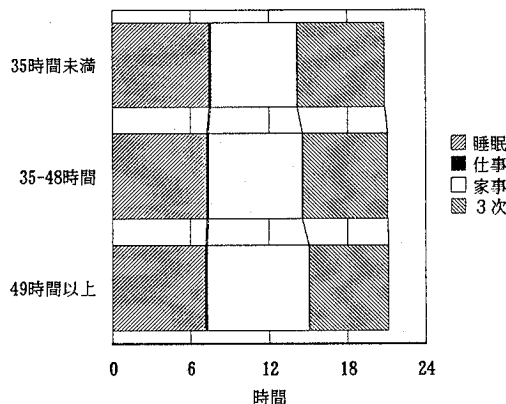


図4 夫の週間就業時間別妻の生活時間配分
(週全体・無業の妻(夫は雇用者))

社会生活基本調査 1991

夫の週間就業時間が長い妻ほど長くなっている。買い物と育児を含めた家事労働時間の総計では、夫の週間就業時間が長くなるにつれて、6時間35分から7時間48分となっている。ただし、家事労働の内訳をみると、育児の時間が夫の週間就業時間と密接に関係していることがわかる。炊事、掃除、洗濯などの狭義の家事労働時間は夫の週間就業時間によって、12分ほどの差である。これに対し、育児の時間は夫の週間就業時間が長くなるにつれて39分、1時間1分、1時間44分と増加している。ちょうど育児に時間がかかるライフステージにおいて、夫も長時間労働を必要としているのかもしれない。

夫の週間就業時間が長くなるほど家事労働時間が長いことを反映して、睡眠時間、3次活動時間は、夫の週間就業時間が長くなるほど短くなっている。夫の週間就業時間がもっとも短い場合の妻ともっとも長い場合の妻とを比べると、睡眠時間で7時間30分と7時間13分、3次活動時間で6時間44分と6時間6分となっている。

4. 週休制度からみた夫婦の生活リズム

つづいて、週休制度からみた夫婦の生活リズムについて分析したい。週間就業時間と週休制度は同じような変数であるようにみえるかもしれない。一見、週休が多い方が週間就業時間が短いと考え得るからである。

しかしながら、筆者も参加した1991年の愛媛県松山市における生活時間調査においては、夫の週休二日の問題は、平日のゆとりの問題であることが明らかになった[矢野, 1995]。そこでは、週休二日の夫の平日の労働時間が長いこと、週全体の労働時間も週休二日の夫の方が長いことなどが明らかになった。

ここでは、日本全体のデータについて、週休制度の影響をもう少し詳細に検討しておきたい。

はじめに、夫および有業の妻の週休制度の構成比をみておきたい(表2)。社会生活基本調査においては、週休を細かく分類している。その中から週休1日と毎週週休2日のみを取り上げ比較することにした。この二つのカテゴリーだけで、おおむね全体の半数を占める。夫の場合は毎週週休2日が26.2%で週休1日より比率が高く、雇用者の妻の場合には毎週週休2日が21.1%で週休1日より比率が低い。無業の妻の夫が雇用者である場合の毎週週休2日の比率は30.2%であり、雇用者である夫全体の比率より高くなっている。

図5は、週休制度別にみた雇用者である夫の週全体の生活時間配分を示したものである。週全体でみた仕

表2 週休制度別構成比（雇用者）

週休制度	夫	有業妻	無業妻の夫
週休1日	22.7	27.4	20.0
毎週週休2日	26.2	21.1	30.2
15歳以上 人口総数	16,858	9,580	7,357

（単位 構成比：％ 人口総数：千人）

これ以外の週休制度のカテゴリーがあるので、構成比の合計は100%にならない

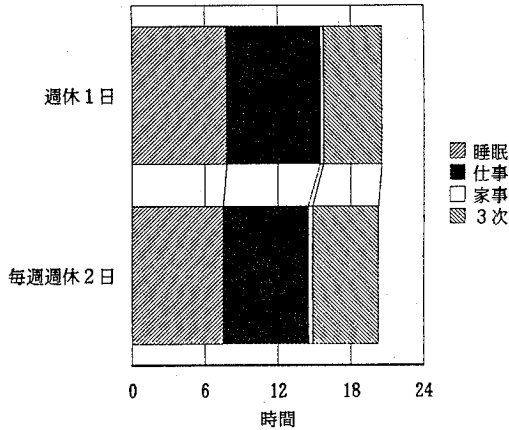


図5 週休制度別生活時間配分
（週全体・有業の夫（雇用者））

社会生活基本調査 1991

事時間は毎週週休2日が6時間59分、週休1日が7時間44分で毎週週休2日の方が短く、日本全体については、上で紹介した1991年の松山市調査の結果とは異なっている。睡眠時間は、仕事時間が短いにもかかわらず、むしろ毎週週休2日の方が13分短くなっている。家事労働時間は、毎週週休2日の方が若干長いとはいえ、週休1日の18分に対して26分であり、どちらも短いことにはかわりはない。

したがって、毎週週休2日が週休1日より長い時間を示すのは3次活動時間である。週休1日の4時間50分に対して、毎週週休2日は5時間27分の3次活動時間を有している。

3次活動の内訳に注目すると、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の時間は週休1日が2時間13分、毎週週休2日が2時間6分でむしろ週休1日の方が長い。これに対し、比較的まとまった時間を必要とすると考えられる「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」の時間を合計すると、毎週週休2日が59分、週休1日が37分であり、毎週週休2日の方が長くなっている。

図6は雇用者である妻の週全体の生活時間配分を妻

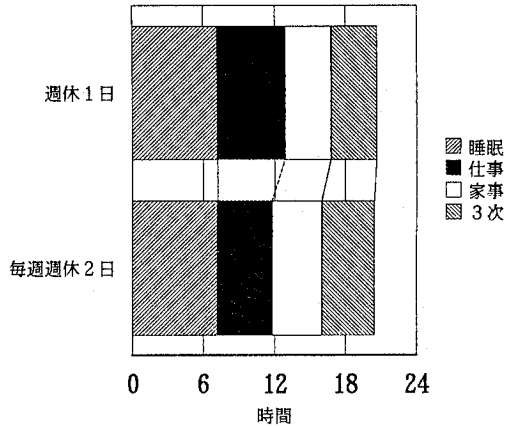


図6 週休制度別生活時間配分
（週全体・有業の妻（雇用者））

社会生活基本調査 1991

自身の週休制度別に比較したものである。夫の場合と同様、仕事時間は毎週週休2日の方が短い。仕事時間は、毎週週休2日の4時間37分に対して、週休1日では5時間42分となっている。

睡眠時間については、両者でほとんど差がない。家事労働時間は、毎週週休2日が4時間14分、週休1日が3時間54分で毎週週休2日の方が長い。

仕事時間と家事労働時間の差を比較すると、仕事時間の差の方が大きいので、その分、3次活動時間は毎週週休2日の方が長くなっている。毎週週休2日が4時間30分、週休1日が3時間56分である。

社会生活基本調査の結果からは、雇用者である夫も妻も、週全体でみた仕事時間は毎週週休2日の方が週休1日より短かった。しかしながら、上述した1991年の松山市調査の結果からは、夫の週休二日制は平日のゆとりの問題であるという示唆が得られている。

そこで、雇用者である夫と妻の平日の仕事時間を週休制度別に比較検討した（図7）。これによると、妻の場合は、週休1日が6時間24分に対して毎週週休2日が5時間51分であり、約30分、週休1日の方が長い。したがって、雇用者である妻の週休2日制は、平日の生活をもゆとりあるものにしていくといえる。

これに対して、夫についてみると、平日の仕事時間は週休1日の8時間40分に対して毎週週休2日は8時間54分であり、毎週週休2日の方が長い。したがって、1991年の松山市調査が示唆した夫の週休二日制が平日のゆとりの問題であるという指摘は社会生活基本調査の結果からも裏付けられているといえる。平成3年（1991）の社会生活基本調査においては、週休制度別の土曜の生活時間の結果がはじめて報告された。そこ

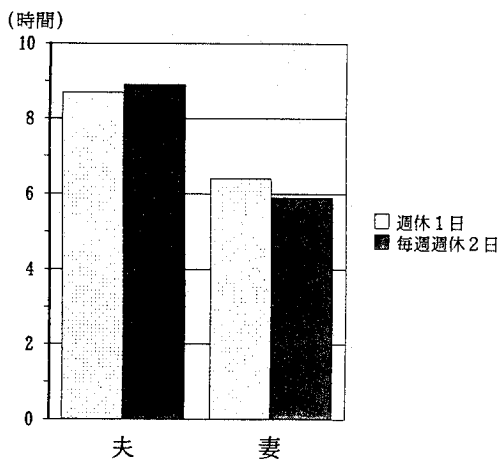


図7 週休制度別にみた平日の作時間
(雇用者である夫と妻)

社会生活基本調査 1991

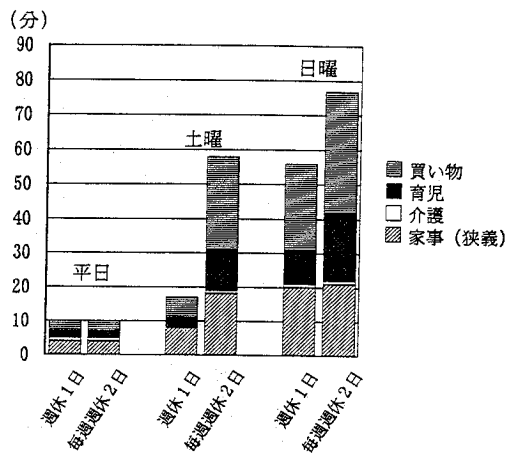


図8 週休制度別にみた夫の家事労働時間
(雇用者)

社会生活基本調査 1991

で、平日、土曜、日曜という曜日別の生活時間に着目しながら、週休2日制と夫と妻の家事労働のかかわりについて分析を進めていきたい。

毎週週休2日と週休1日の雇用者である夫の生活時間の違いは土曜においてもっとも大きい。その違いは3次活動時間にあらわれている。土曜に仕事をしない夫は土曜に仕事をする夫よりも3次活動時間が長くなることはむしろ常識に属する結果かもしれない⁽²⁾。

では、家事労働時間はどうか。週全体でみたかぎりでは、週休制度による差は大きいものではなかった。図8は、雇用者である夫の曜日別の家事労働時間を週休制度別にみたものである。図において狭義の家事労働とは、炊事、掃除、洗濯、家庭雑事などをさしている。図8をみるときは、縦軸のスケールには注意する必要があるが、週休制度別にみた土曜の夫の家事労働時間の差は注目すべきものである。

平日の夫の家事労働時間は、内訳も含めて、まったく等しい。合計で10分である。これに対し、土曜には、毎週週休2日の夫の家事労働時間は58分に増加し、週休1日の夫の家事労働時間の17分より41分長くなっている。家事労働の内訳としては買い物の時間が27分で半分近くを占めている。この点は、狭義の家事労働時間の比率が高い妻の家事労働時間の内訳とは異なっているが、それでも狭義の家事労働時間も18分を占めている。育児時間は12分である。

毎週週休2日の夫の家事労働時間が長いのは土曜だけではない。日曜の家事労働時間も長くなっている。時間量としては全家事労働時間で1時間17分であり、土曜よりさらに長くなっている。内訳は、買い物35分、

狭義の家事労働時間21分、育児20分である。ただし、日曜には週休1日の夫の家事労働時間も56分まで増加するので、家事労働時間の差は、土曜よりは小さくなる。週休1日の夫の日曜の家事労働時間は毎週週休2日の夫の土曜の家事労働時間にほぼ等しい。

58分、1時間17分という夫の家事労働時間の絶対量が長いかな否かは別にして、土曜と日曜の毎週週休2日の夫の家事労働時間が週休1日の夫よりも長いことは明らかになった。全国データである社会生活基本調査の結果においては、夫の週休制度が、少しは夫を家事労働に向かわせていることを示している。では、こうした夫をもつ妻、とくに専業主婦の家事労働時間はどうなっているであろうか。

図9は、いわゆる専業主婦である無業の妻の平日、土曜、日曜の家事労働時間を、雇用者である夫の週休制度別にみたものである。土曜だけに注目すると、確かに、夫が毎週週休2日である妻の方が夫が週休1日である妻よりも家事労働時間は短い。ただし、その差は7時間30分に対して7時間14分と16分であり、週休制度別にみた夫の家事労働時間の差である41分よりも小さくなっている。

目を日曜のデータに向けると妻の家事労働時間の差はほとんどなくなる。つまり、夫が毎週週休2日である妻の家事労働時間が6時間24分、夫が週休1日である妻の家事労働時間が6時間20分と、4分ではあるが、むしろ夫が毎週週休2日である妻の方が長い。平日は、夫が毎週週休2日の妻7時間53分、夫が週休1日の妻7時間25分で、夫が毎週週休2日の妻の方が長い。

5. おわりに

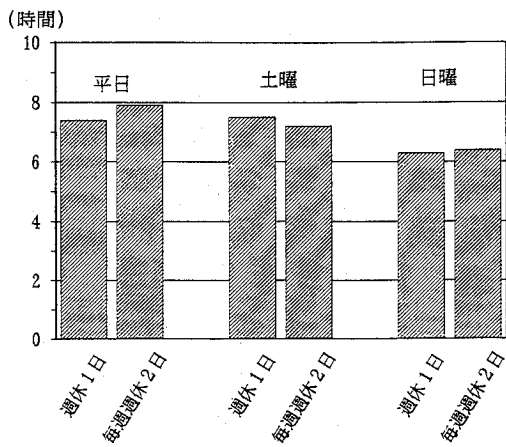


図9 夫の週休制度別にみた妻の家事労働時間
(無業の妻 (夫は雇用者))
社会生活基本調査 1991

以上の結果から判断すると、夫の週休2日は夫自身の週末の家事労働時間の増加にはつながるが、妻の家事労働時間の短縮とは必ずしもつながっていないようにみえる。この点を確認するために、無業の妻の週全体の生活時間配分を、雇用者である夫の週休制度別に比べてみた(図10)。この図の特徴をひとことではいえず、それぞれのカテゴリーの生活時間配分が類似しているということである。睡眠時間は夫が週休1日の妻の方が8分長く、3次活動時間は2分長い。家事労働時間は夫が毎週週休2日の妻の方が18分ほど長く、全体的な類似の中で、家事労働時間は夫が毎週週休2日の方が若干長くなっている。

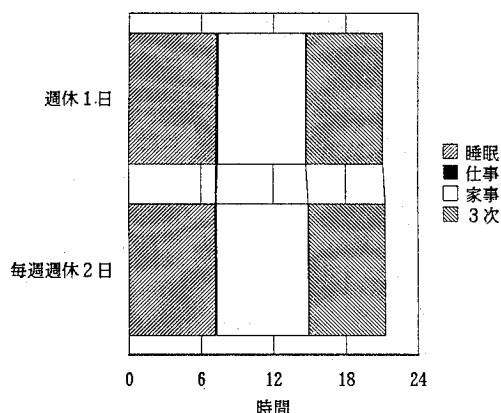


図10 夫の週休制度別にみた妻の生活時間配分
(週全体・無業の妻 (夫は雇用者))
社会生活基本調査 1991

社会生活基本調査のデータを用いて、夫婦の一週間の労働形態からみた夫婦の生活リズムを分析した。主要な結果をもう一度要約すると次のとおりである。

長時間労働は、夫にも妻にもそれぞれ影響を与えている。確かに長時間労働によって夫の睡眠時間やいわゆる自由時間である3次活動時間が削られる。もっとも長時間労働の夫の3次活動の時間は、週全体でみた場合、もっとも短時間労働の妻の時間とほぼ等しい。

雇用者の毎週週休2日制は、週全体の仕事を減少させる。妻の場合は平日の仕事時間をも減少させるが、夫の場合は平日の仕事時間をむしろ増加させる。

雇用者である夫の毎週週休2日制は、土曜、日曜の家事労働時間を増加させている。

にもかかわらず、夫が毎週週休2日である専業主婦の家事労働時間は夫が週休1日である専業主婦よりも週単位でみると短くなっていない。

以上の結果から、労働時間の短縮、週休制度の確立により、夫の目を家事労働に向けさせ、有職の妻の生活を少しずつゆとりあるものに向けている方向性を見いだすことができる。

しかしながら、労働時間の短縮、週休制度の確立だけでは解決が難しいいくつかの問題も残されている。

第一は有職夫婦の時間配分バランスの問題である。有職の妻のタイムプレッシャーの解消には、まだ多くの課題が残されている。家族内協力はもちろんのこと、政策的に解決すべき問題も多い。

第二は週休制度の確立と曜日間のゆとりのバランスの問題である。平日のゆとりと週末のゆとりをどうバランスさせたらよいかという問題である。

第三は専業主婦の時間配分の問題である。週休制度によって夫の家事労働時間が増加しても短縮されない専業主婦の家事労働時間とは何であろうか。平日より日曜に短縮するとはいえ有職の妻より長い専業主婦の家事労働時間とは何なのか。

こうした問題は、実は、すでに指摘したことである[平田, 1993]。今回の分析では、解決の方向性も見いだしているが、あらためて問題の解決に向けての継続した努力の必要性を指摘しておきたい。

<注>

- (1) 社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分などを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的として、総務庁統計局によって、1976年から5年ごとに実施されている。平成3年(1991)調

査は、現時点では最新のものである。

- (2) 社会生活基本調査において、週休2日には、土曜と日曜以外に週2日休日があるケースも含まれている。しかしながら、週休2日の中では土曜と日曜が休日のケースが多数であるので、調査結果としては、土曜の差が大きくなる。

<参考文献>

- 平田道憲 1993 労働時間の短縮による家庭生活の変化, 広島大学教育学部紀要 第二部 第42号, 151-157ページ
- 伊藤セツ・天野寛子 1989 生活時間と生活様式 光生館
- 総務庁統計局 1993 平成3年社会生活基本調査報告 日本統計協会
- 矢野眞和 1995 生活時間の社会学 東京大学出版会
- 柚木理子 1994 「自由時間社会」のジェンダー分析, 原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編 1994 ジェンダー (ライブラリ関連社会科学2) 新世社, 85-107ページ。